

## 第2節 第1種退職年金

(支給要件)

第52条 第1種退職年金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 加算適用加入員期間10年以上である者又は加算適用加入員期間3年以上かつ55歳以上である者が、60歳に達した後に脱退により加算適用加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加算適用加入員の資格を喪失した後に加算適用加入員となることなくして60歳に達したとき。

(2) 加算適用加入員期間10年以上である者又は加算適用加入員期間3年以上かつ55歳以上である者が、老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(3) 加算適用加入員期間10年以上である者又は加算適用加入員期間3年以上かつ55歳以上である者が、法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は、法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金」という。）の受給権を取得したとき。

(年金額)

第53条 第1種退職年金の額は、基本年金額、第1加算年金額及び第2加算年金額を合算した額とする。ただし、第2加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、10年を経過した翌月からは、基本年金額と第1加算年金額とを合算した額に改定する。

2 第2種退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が、65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達する前に前条に該当し、第1種退職年金の受給権を取得したときは、当該者の第1種退職年金のうち基本年金額は従前の額とし、その者が当該年齢に達したときに、第5項の規定を適用し改定する。

3 第1種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以降における加入員であった期間又は加算適用加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

4 加入員である第1種退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至った時は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額、第1加算年金額及び第2加算年金額

の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。

(2) 法附則第8条（法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢厚生年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。

(3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(5) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

5 第1種退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本年金額

(2) 第46条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

（第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更）

第53条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合（法第78条の20第1項に該当する場合を含む。）であって、当該受給権者が第1号改定者等に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。）を基本年金額の計算の基礎とするものとし、改定請求のあった日の属する月の翌

月から、その額を改定するものとする。

2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者等の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。

（失 権）

第54条 第1種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

（在職等による支給停止）

第55条 第1種退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

- (1) 65歳に達したとき
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき
- (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を取得したとき

2 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号（第3号及び第4号を除く。）又は法附則第13条の7第5項第1号に掲げる場合に応じ、基本年金額に相当する額のうち、当該各号に定める額を超える部分について、その支給を停止する。

3 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。）各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本年金額に相当する額のうち、基本年金額に第1号に定める額を第2号で定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

- (1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額

(2) 代行部分の額

4 第2項に規定する当該各号に定める額並びに第3項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び第3項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

5 第1種退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める間、その額のうち第1加算年金額及び第2加算年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 60歳に達していない者については、60歳に達するまでの間。

(2) 加入員である受給権者については、65歳に達するまでの間。

(3) 加算適用加入員である受給権者のうち特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が、60歳以上65歳未満である間は、前号の規定にかかわらず、基本年金額に相当する部分の全部の支給を停止されている間（繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2に規定する年齢）に達するまでの間を含む。）

6 第1種退職年金の受給権者のうち、この基金の設立事業所に使用される法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者については、法第46条に規定する支給停止基準額が老齢厚生年金の額（法第133条の2第2項に規定する繰下げ加算額を除く。）以上である場合は、基本年金額のうち法第133条の2第3項に規定する支給停止額について、その支給を停止する。

(受給権者の申出による支給停止)

第55条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による老齢厚生年金の支給停止の申出をした場合であつて、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、第1種退職年金の額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、同条の規定により停止されていない部分の額の支給を停止する。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第55条の3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の裁定請求をしないときは、第55条の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日の属する月までの間、基本年金額について、その支給を停止する。

2 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。

3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。

4 第1項の規定に基づき基本年金額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行わない場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。

5 第2項に規定する老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに同項の申出を行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について基本年金額の支給を停止するものとする。当該期間において、基本年金額について過誤払が行われた場合においては、当該者は当該過誤払された基本年金額についてこの基金に対し返還を行うものとする。